

佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程（昭和37年佐賀県訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

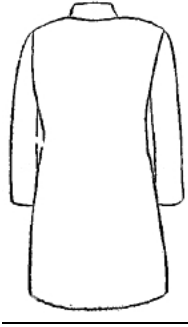

平成26年3月31日



佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である

改正前			改正後																																																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>市町村</u>の消防指導を行なう者の制服及び制服の貸与については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(着用)</p> <p>第4条 制服は、<u>市町村</u>の消防について、訓練指導、検閲、機械器具の性能試験、その他消防業務を行なう場合に着用するものとする。ただし、消防学校に勤務する職員は、勤務時間中常時着用するものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>佐賀県消防事務職員制服</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th colspan="2">区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬服</td> <td rowspan="2">上衣</td> <td>地質</td> <td>紺又は濃紺色の毛織物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏服</td> <td colspan="2">地質</td> <td>灰色の布</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合服</td> <td colspan="2">地質</td> <td>灰色の毛織物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			品種	区分		摘要	冬服	上衣	地質	紺又は濃紺色の毛織物	略		夏服	地質		灰色の布	略			合服	地質		灰色の毛織物	略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>市町</u>の消防指導を行う者の制服及び制服の貸与については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(着用)</p> <p>第4条 制服は、<u>市町</u>の消防について、訓練指導、検閲、機械器具の性能試験、その他消防業務を行う場合に着用するものとする。ただし、消防学校に勤務する職員は、勤務時間中常時着用するものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>佐賀県消防事務職員制服</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th colspan="2">区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬服</td> <td rowspan="2">上衣</td> <td>地質</td> <td>紺又は濃紺色の織物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏服</td> <td colspan="2">地質</td> <td>青色の布</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合服</td> <td colspan="2">地質</td> <td>青色の織物</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			品種	区分		摘要	冬服	上衣	地質	紺又は濃紺色の織物	略		夏服	地質		青色の布	略			合服	地質		青色の織物	略		
品種	区分		摘要																																																		
冬服	上衣	地質	紺又は濃紺色の毛織物																																																		
		略																																																			
夏服	地質		灰色の布																																																		
	略																																																				
合服	地質		灰色の毛織物																																																		
	略																																																				
品種	区分		摘要																																																		
冬服	上衣	地質	紺又は濃紺色の織物																																																		
		略																																																			
夏服	地質		青色の布																																																		
	略																																																				
合服	地質		青色の織物																																																		
	略																																																				

改正前			改正後		
盛夏略衣	地質	灰色の布	盛夏略衣	地質	青色の布
	略			略	
作業衣	地質	略	作業衣	地質	略
	製式	夏服と同様とする。			
冬帽	地質	黒色又は濃紺色の毛織物	冬帽	地質	黒色又は紺色の織物
	略			略	
	帽章	金色金属消防き章をモール製金色桜で囲む。 台地は、黒又は濃紺の毛織物とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		帽章	金色金属消防き章をモール製金色桜で囲む。 台地は、黒色又は紺色の織物とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏帽	地質	灰色の毛織物	夏帽	地質	黒色又は紺色の織物
	製式	円形とし、灰色の革製ひさし及び灰色の革製あごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において消防き章を付けた金色ボタン各1個で留める。 帽の周囲には、灰色斜子縁及びじゃ腹組金線を付ける。 形式は、冬帽製式と同様とする。		製式	円形とし、黒色又は紺色の革製ひさし及び黒色又は紺色の革製あごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において消防き章を付けた金色ボタン各1個で留める。 帽の周囲には、黒色又は紺色の斜子縁及びじゃ腹組金線を付ける。 形式は、冬帽製式と同様とする。
	略			略	
略帽	地質	濃紺の毛織物若しくは綿布	略帽	地質	紺色の織物又は布
	製式	形状は図のとおりとする。			
	帽章	金色金属製消防き章とする。 形状及び寸法は図のとおりとする。			

改正前			改正後		
外 と う	略		外 と う	略	
雨 衣	地質	灰色のテトロンで防水をほどこした もの。	ネ ク タイ	地質	紺色の織物
	製式	折えり 胸部に黒色の隠しボタン 3 個を付 け、袖部左右に消防き章を 2 個付け る。 形状は図のとおりとする。		略	
ネ ク タイ	地質 略	濃紺の毛織物	備考 この表に定めがない場合又は勤務の性質によりこの表に より難しい場合は、別に知事が定める。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>後面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>雨衣</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>前面</p>  </div> </div>					

改正前	改正後
<p data-bbox="472 260 826 292">ネクタイ～冬服ズボン 略</p> <p data-bbox="602 308 696 339"><u>頭きん</u></p>  <p data-bbox="575 491 723 523"><u>冬帽子</u> 略</p> <p data-bbox="620 539 678 571"><u>略帽</u></p>  <p data-bbox="544 754 754 786"><u>帽章～帽帯</u> 略</p>	<p data-bbox="1400 260 1753 292"><u>ネクタイ～冬服ズボン</u> 略</p> <p data-bbox="1498 491 1646 523"><u>冬帽子</u> 略</p> <p data-bbox="1471 754 1682 786"><u>帽章～帽帯</u> 略</p>

附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。